

## 令和6年度美瑛町再生可能エネルギー設備等導入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美瑛町ゼロカーボンシティの実現に向けて温室効果ガスの排出を抑制し、持続可能なまちづくりを目指すため、再生可能エネルギーに係る設備等を導入する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、美瑛町補助金等交付規則（平成9年美瑛町規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住する専用住宅又は居住の用に供する部分が、延べ床面積の2分の1以上である併用住宅をいう。
- (2) 住宅用太陽光発電設備 太陽電池を利用して太陽の光エネルギーを電気に変換する発電システムであり、太陽電池モジュール、接続箱、直流・交流側開閉器、パワーコンディショナー等で構成されたものをいう。
- (3) 定置用蓄電池設備 太陽光発電システム等の余剰電力を蓄電できる設備一式をいう。
- (4) 木質燃料ストーブ 薪、端材等を燃料として使用するストーブ又は木質ペレット(おが粉状にした木材を円柱状に圧縮成形した固形燃料をいう。)を燃料として使用するストーブをいう。
- (5) 電動生ごみ処理機 乾燥方式や微生物分解方式で、生ごみを減量化又は堆肥化できるものであって、電気を動力として用いるものをいう。
- (6) 「ZEH」補助 経済産業省及び環境省で実施しているZEH支援事業におけるZEH、ZEH+を対象とした補助事業、次世代ZEH+（注文・建売・TPO）実証事業及び次世代HEMS実証事業による補助金をいう。

(補助対象設備及び補助金の額)

第3条 補助の対象となる設備及び補助金の額は、別表1に定めるものとする。

(補助対象者)

第4条 この要綱において、補助金を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、別表1に規定する木質燃料ストーブ及び電動生ごみ処理機の補助対象設備の補助金を受けようとする者については、第7号に掲げる要件を除く。

- (1) 町内に住所を有する者又は第9条の令和6年度美瑛町再生可能エネルギー設備等導入事業補助金実績報告書（別記様式第5号）の提出日までに町内に住所を有する者
- (2) 町内の住宅に居住する者又は町内に居住予定の住宅等に設置を行う者
- (3) 補助金の交付を受けようとする者及び補助金の交付を受けようとする者と同一の世帯に属する者全員が町税等の滞納がない者
- (4) 補助金の交付申請を行う日の属する会計年度の2月末までに、別表1に規定する補助対象設備の設置を完了する者
- (5) 補助金の交付を受けようとする者が居住する同一の住宅において、別表1に規定する補助対象設備に係る同一の補助金を受けていない者
- (6) 美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者
- (7) 「ZEH」補助が交付（予定を含む。）されていない者  
（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年度美瑛町再生可能エネルギー設備等導入事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に必要な関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 申請を受け付ける期間は、町長が別に定める。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条に定める申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めた場合は、別表1に規定する補助金の額により交付を決定し、令和6年度美瑛町再生可能エネルギー設備等導入事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第7条 申請者は、前条に規定する交付決定通知書の通知を受けるまで、補助対象事業に着手してはならない。

(申請事項の変更)

第8条 第6条の規定に基づき補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付申請内容を変更する場合は、速やかに令和6年度美瑛町再生可能エネルギー設備等導入事業補助金変更等承認申請書（別記様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認するときは、令和6年度美瑛町再生可能エネルギー設備等導入事業補助金変更等承認書通知書（別記様式第4号の2）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の2月末までに、令和6年度美瑛町再生可能エネルギー設備等導入事業補助金実績報告書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条に定める実績報告書を受理したときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、令和6年度美瑛町再生可能エネルギー設備等導入事業補助金確定通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 交付決定者は、補助金の額の確定後、令和6年度美瑛町再生可能エネルギー設備等導入事業補助金交付請求書（別記様式第7号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項による請求があったときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(定期報告義務)

第12条 交付決定者は、令和6年度美瑛町再生可能エネルギー設備等導入事業補助金利用状況報告書（別記様式第8の1号、8の2号又は8の3号）により別表2に定める各補助対象設備の報告事項を提出しなければならない。

2 報告期日は、町長が別に定める。

(適正管理義務)

第13条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助金交付の取消し)

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 美瑛町住宅太陽光発電システム設置助成金交付要綱（平成25年4月1日制定）は、廃止する。

別表 1 (第 3 条関係)

種類		補助金の額
補助対象設備の要件		
1	<p>(1) 住宅用太陽光発電設備</p> <p>①対象設備の要件</p> <p>次の全ての要件に適合すること。</p> <p>ア 蓄電池と接続し、発電した電気が設置される住宅において消費されること。</p> <p>イ 太陽電池モジュールの合計出力が 10 kW 未満の設備であること。</p> <p>ウ 余剰型配線であること。</p> <p>エ 電力会社の電力系統に連系できること。</p> <p>オ 未使用品であること。</p> <p>②補助対象費用</p> <p>太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。</p> <p>ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む。）は対象外とする。また、住宅用太陽光発電設備のみの導入に掛かる費用も対象外とする。</p> <p>(2) 定置用蓄電池設備</p> <p>①対象設備の要件</p> <p>次の全ての要件に適合すること。</p> <p>ア 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。</p> <p>イ 蓄電容量が 17.76 kWh 未満であるもの。</p>	<p>左欄の 1(1)及び1(2)を合わせて導入するために掛かる補助対象費用（消費税を含まない。）又は1(2)を導入するために掛かる補助対象費用（消費税を含まない。）の2分の1以内の額とする。ただし、30万円を上限とする（補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。</p>

	<p>ウ 電力会社の電力系統に連系できること。</p> <p>エ 未使用品であること。</p> <p>②補助対象費用</p> <p>蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものを含む。）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。</p> <p>ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。</p> <p>なお、既存で太陽光発電設備がある場合は、補助対象の蓄電池を既存の太陽光発電設備と接続し充放電ができるようにするために掛かる設置費用を対象とする。</p>	
2	<p>（１）木質燃料ストーブ</p> <p>次の全ての要件に適合する費用とする。</p> <p>① 木質燃料ストーブ等の設置に係り、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令を遵守していること。</p> <p>② 設置しようとする木質燃料ストーブ等は、二次燃焼以上のシステムを有していること。ただし、木質ペレットストーブについてはこの限りではない。</p> <p>③ 設置しようとする木質燃料ストーブ等は、主たる材質が、鋳鉄、鋼板又はこれらに類する耐久性を有するものであること。</p> <p>④ 設置しようとする木質燃料ストーブ等に接続される煙突は、建物の構造を貫通する部分及び屋外部分が二重煙突であるこ</p>	<p>左欄にある全ての要件に適合した木質燃料ストーブの購入及び設置に掛かる費用（消費税を含まない。）の2分の1以内の額とする。</p> <p>ただし、30万円を上限とする（補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。</p>

	<p>と。ただし、強制給排気式（FF式、FE式）の場合で、排気筒を屋内にて立ち上げる場合はこの限りではない。</p> <p>⑤ 未使用品であること。</p>	
3	<p>（１）電動生ごみ処理機 次の全ての要件に適合する費用とする。</p> <p>① 未使用品であること。</p> <p>② 粉碎のみを行うもの、及びディスポージャー方式は対象外とする。</p>	<p>左欄にある全ての要件に適合した電動生ごみ処理機の購入及び設置に掛かる費用（消費税を含まない。）の2分の1以内の額とする。ただし、2万円を上限とする（補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする）。</p>

別表2（第12条関係）

補助対象設備		報告事項
1	<p>（１）住宅用太陽光発電設備</p> <p>（２）定置用蓄電池設備</p>	<p>（１）発電量</p> <p>（２）自家消費電力量</p> <p>（３）買電電力量</p> <p>（４）電気料金</p> <p>報告期間は補助金受給後2年間分とする。なお、報告は1年ごととする。</p>
2	木質燃料ストーブ	<p>（１）木質燃料消費量</p> <p>（２）木質燃料代金</p> <p>報告期間は補助金受給後2年間分とする。なお、報告は1年ごととする。</p>
3	電動生ごみ処理機	<p>（１）使用状況</p> <p>（２）電動生ごみ処理機の効果</p>

		報告期間は補助金受給後1か月間分とする。
--	--	----------------------